

入 札 説 明 書 （電子入札）

下記入札対象業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年9月17日

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部道路維持課

庶務担当 鈴木 電話029-301-4454

Email doiiji@pref.ibaraki.lg.jp

補修・防災担当 山田 電話029-301-4459

3 入札対象業務

(1) 業務名 08国補橋修 第08-04-529-0-051号

新大利根橋修繕設計業務委託

(2) 履行場所 主要地方道守谷流山線 取手市戸頭

(3) 業務概要 橋梁修繕設計業務 N=1式

(4) 履行期間 令和9年3月30日まで

(5) 本業務は、技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

(6) この業務は、低入札価格調査制度の対象業務である。

(7) この業務は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む）、技術資料、入札書の提出などについて、原則として電子入札システムにより行う対象業務である。

4 競争参加資格

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づく一般競争入札参加資格の認定を受けていること。

(3) 茨城県内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種業務を元請として履行したもののうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日の期間に完了した実績があること。

・同種業務は、橋梁修繕設計業務とする。

(4) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を対象業務に配置できること。

(ア) 技術士又はRCCMの資格を有する等、茨城県設計業務等共通仕様書に規定する管理技術者

になり得る者であること。

(イ) 茨城県内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種業務を元請の管理技術者または照査技術者として履行したもののうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日の期間に完了した実績があること。

・同種業務は、橋梁修繕設計業務とする。

(ウ) 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。)でないこと。(更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

(6) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

5 技術資料の提出、入札及び届出の方法

(1) 入札に際し、当該業務に関する実施能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

(2) 提出する書類

(ア) 技術資料の提出について(様式第1-1号)

(イ) 評価点算定資料一覧表(様式第1-2号)

(ウ) 企業の業務実績評価資料(様式第2号)

(エ) 配置予定管理技術者評価資料(様式第3号)

(オ) 配置予定照査技術者評価資料(様式第4号)

(カ) 災害時地域貢献実績評価資料(災害協定の締結)(様式第5号)

(3) 提出した技術資料の変更は認めない。

(4) 技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6 競争参加資格の確認等

(1) この業務の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書(別添1。以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(別添2。以下「資料」という。)、技術資料及び電子契約用メールアドレス確認書各1部を電子入札システムにより提出するものとする。

※画像ファイル(TIF)で提出すること。

(ア) 電子入札システムによる申請書等の受付日時・提出先

・令和8年9月18日(金)～令和8年10月6日(火)(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)必着
いずれも9時00分から17時00分まで

ただし、資料の容量が2メガバイトを超える場合には、上記期日の間に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、この場合においては、①郵送する旨の表示、②郵送する書類の目録、③郵送する書類のページ数、④発送年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。

- ・ 電子ファイルの作成基準は、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準の規定に基づくこと。
- ・ 郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。（(イ)において同じ。）
- ・ 提出先 2の担当部局に同じ。

(イ) 郵送による申請書等の受付日時・提出先

- ・ 申請書及び資料の全部について、郵送（書留郵便に限る。）する場合には、あらかじめ2の担当部局の承諾を得ること。
- ・ 受領期限は、令和8年10月6日(火)17時00分まで 必着
- ・ 提出先 2の担当部局に同じ。

(ウ) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

(エ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

(オ) 郵送による場合の申請書は、様式第1-1号により作成すること。

(2) この業務の入札に参加するための入札前入札参加申請手続きの審査は、21に掲げる場合を除き要しない。

電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

資料の裏付けとなる以下の(ア)～(ウ)の書類(競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く)を電子入札システムにより提出すること。

(ア) 業務の実績の確認に要する書類

- ・ 「業務実績情報システム（TECRIS）」に登録された当該業務の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」と言う。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し
- ・ 登録内容確認書で業務内容等の判断が困難な場合には、業務内容が分かる契約図書等の写しを添付すること。
- ・ 登録内容確認書は、完成時のものに限る。（(イ)において同じ。）

(イ) 配置予定管理技術者の資格・経験の確認に要する書類

- ・ 資格者証等の写し
- ・ 登録内容確認書又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し

(ウ) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）

(3) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格が

ないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に土木部道路維持課に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。

- (4) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

7 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

- 入札情報サービス

URL: <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

2の担当部局又は公共事業情報センターにおける閲覧は、実施しない。

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。

回答及び閲覧は、電子入札システムにより行う。

- 質疑受付時間

令和8年9月17日(木)～令和8年10月1日(木)（休日を除く。）

いずれも9時00分から17時00分まで

- 提出先 2の担当部局に同じ。

- 回答閲覧期間

令和8年9月17日(木)～令和8年10月16日(金)（休日を除く。）

いずれも9時00分から17時00分まで

- (3) (2)によりがたい場合は、担当部局の了解を得た場合に限り、ファクシミリまたは電子メールによる質問についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、担当部局に於いて閲覧に供する。

- 質疑受付時間

令和8年9月17日(木)～令和8年10月1日(木)（休日を除く。）

いずれも9時00分から17時00分まで（正午から13時までを除く。）

- 書面の提出先 2の担当部局に同じ。 FAX番号 029-301-4469

- 回答閲覧期間

令和8年9月17日(木)～令和8年10月16日(金)（休日を除く。）

いずれも9時00分から16時00分まで（正午から13時までを除く。）

※競争参加資格や技術資料の内容に関する質問については、6(1)(ア)における受付終了1週間前を目途に行うこと。これを超過した質問については、6(1)(ア)の受付終了までに回答できない場合がある。

8 現場説明会

実施しない。

9 総合評価による評価値の算定基準

(1) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}\end{aligned}$$

(2) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

標準点 100点、評価点 24点

(3) 評価点の算定方法

評価点は、別添の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数の合計とする。

10 競争入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月19日（月）10時00分から

(2) 場所

電子入札のため、入札参加者の立会いは行わない。なお、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。

11 予定価格

・46,541,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

12 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

ただし、2の担当部局の承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）することができる。

また、併せて「電子契約用メールアドレス確認書」を内訳書に代えて添付すること。

(ア) 電子入札システムによる入札書の受付日時

・令和8年10月14日（水）～令和8年10月16日（金）（休日を除く。）必着

いずれも9時00分から17時00分まで

受付日時の間に2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

(イ) 郵便による入札の受領期限

・受領期限 令和8年10月16日（金）17時00分 必着

期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

(ウ) 提出先 2の担当部局に同じ。

(エ) 郵便による入札の提出方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、

入札に係る委託番号及び業務名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。

- ・ 表封筒は連絡担当者の名刺 1 枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る委託番号及び業務名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

(ウ) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。

なお、くじ番号の記載が無い場合は、「000」とみなす。

- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、1回とする。
- (8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、12(1)(イ)の入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。2の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

13 入札保証金

免除する。

14 契約保証金

免除する。

15 調査基準価格

設定する。

16 請負契約書作成

建設コンサルタント業務委託契約書（茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、業務委託料の3割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

18 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について不正の行為があった場合

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(ウ) 紙入札の場合で、記名押印のない場合

(エ) 指定の日時までに到達しない場合

(オ) 入札書を2通以上提出した場合

(カ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(キ) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又はこの業務に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

(5) (1)から(4)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行うこと。）

(イ) 2の担当部局の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

(ウ) 電子入札と紙入札の両方を行った場合

(エ) 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

19 落札者の決定方法等

(1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る）。
- ・評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする。

(2) 調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(1)によらず、その者を落札者とししない。

(3) 落札となるべき同一の評価値の入札をした者が2者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

(4) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより通知する。郵便により入札した者には、電話、電子メール又はファクシミリにより連絡する。

(5) 調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、調査に協力しなければならない。なお、調査に協力しない場合、入札を無効とする。

20 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

21 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4(2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、7により申請書及び資料を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

22 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

23 その他

- (1) 落札決定後、病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は配置予定管理技術者の交替は認められない。

なお、やむを得ず配置予定管理技術者を変更する場合は、2(4)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定管理技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (2) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。